

諮問庁：国立大学法人京都大学

諮問日：平成29年12月6日（平成29年（独情）諮問第79号）

答申日：平成30年9月26日（平成30年度（独情）答申第29号）

事件名：「京都大学大学院情報学研究科における不適切経理事案の調査報告について（報告）」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙1の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙4の1に掲げる部分を開示すべきであり、別紙4の2に掲げる文書を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年5月9日付け京大総法情第259号により国立大学法人京都大学（以下「京都大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、別紙2記載の不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 不開示理由

平成29年2月6日付け請求にかかる文書開示について、以下のとおり不開示部分とした部分とその理由を示した。

- ・ 特定個人を識別できる情報、並びに特定個人の識別することはできないものの公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがある情報のうち、慣行として公にされていない、又は公にすることが予定されていない情報は法5条1号に該当するため、不開示とする。
- ・ 関係者に関する情報で、他の情報と照合することにより特定の個人と識別できる情報は、法5条1号に該当するため不開示とする。
- ・ 通報の内容及び通報者からの提供資料等に関する情報は、これを開示すると、他の情報と照合することにより通報者の特定につなが

るおそれがあり、法5条1号に該当するため不開示とする。

- ・ 調査対象等となった経費の内容については、特定の個人を識別できる情報であり、また、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条1号及び2号に該当するため不開示とする。
- ・ 文書2及び4には委員会の検討過程における審議内容、委員の発言・見解が含まれており、当該情報を開示すると、今後の不正経理等に係る調査において、委員が率直な意見を述べることを躊躇するなど、今後の本学の不正経理等への調査全般に支障が生じるおそれがあることから法5条3号に該当するため、該当箇所については不開示とする。
- ・ 関係者等からの聴取内容は、当該情報を開示すると、本学の不正経理等の調査時の情報の守秘に対する信頼が崩れ、関係者が率直な意見を述べることを躊躇するなど、今後の不正経理等の調査事務又は事業の適切な遂行に支障が生じるおそれがあることから法5条4号柱書きに該当するため、不開示とする。
- ・ 文書2のうち、第5回議事概要中の報告事項「京都大学不適切経理に係る調査」については、本件に関しての学内での連絡体制に関する情報であり、これを開示すると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法5条4号柱書きに該当するため、不開示とする。
- ・ 文書4のうち、26年第1回の報告事項及び26年度第2回の報告事項、26年度第4回の「2. その他」については、別の案件についての報告等を行っているものであり、本件請求に該当しない箇所であるため、不開示とした。

イ 文書1について、不開示部分に理由がないこと

(ア) 「4. 調査範囲・方法」の不開示部分について

文書1の4～8頁について、別紙2の第1の1の各部分については、以下のとおり不開示の理由がない。

a 調査対象者（別紙2の第1の1（1））

調査対象者の所属先・在籍先は、特定の個人を特定する情報ではなく、他の情報と照合しても特定の個人を識別するには至らない情報であり、法5条1号に該当しない。

また、上記アの理由中には示されていないが、これを開示することで不正調査等の事務の適正な遂行に何らかの支障が生じることも想定できないから、法5条4号柱書きも該当しない。

b 調査対象期間（別紙2の第1の1（2））

調査対象期間についても、上記aと同様、特定の個人の識別に

つながる情報ではなく、法5条1号に該当しない。

また、上記aと同様、法5条4号柱書きにも該当しない。

c 調査対象経費（財源）の内訳（別紙2の第1の1（3））

(a) 調査対象経費（財源）の内訳について、法5条1号及び2号に該当とするものとして、補助金の名称が不開示とされている。

(b) しかしながら、一般の認識として、研究室が民間の補助金等を受領する場合、秘密裏に受領する関係にはなく、その内容は一般に公開されるべきものであるから、法5条1号イの除外事由に該当する。

(c) また、同様の理由から、これを公開したとしても当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものではない。法5条2号には該当しない。

d 支出目的ごとの集計の項目名（別紙2の第1の1（4））

支出目的ごとの集計に関する表について、項目名2点が不開示とされているが、当該部分がいかなる不開示理由に該当するか、全く不明である。法5条1号に該当するとも考え難い。

仮に同号柱書きにあるような特定の個人の識別に係るものであるとしても、その特定は既に公になっている特定個人Aら以外に想定できない。同号イの除外事由に該当するものであり、不開示の理由がない。

(イ) 「5. 調査状況」の不開示部分について

文書1の11～12頁（「(2)③プール金の管理及び用途の調査」）について、別紙2の第1の2については、不開示の理由がない。

a プール金の管理について、判明した事実が不開示となっている（文書1の11頁下から3～4行目）。

しかしながら、仮に判明した事実が特定個人Aないし特定個人Bによるものであれば、同人らは既に公にされているのであるから、法5条1号イの除外事由に該当し、不開示理由はない。

また、特定個人A及び特定個人Bの行為でないとしても、京都大学の職員による行為であれば、図利目的でなされた不法行為であっても、研究費の管理という点では客観的に職務執行の外形を備える行為であり、「職務の遂行に係る情報」として、法5条1号ハの除外事由に該当するものである。

行為者の個人名は不開示事由であるとしても、具体的な行為等の判明事実については、特定の個人の識別につながるものではなく、法5条1号に該当しない。

少なくとも、具体的な行為等の判明事実については、いずれの

不開示理由にも該当せず、不開示に理由はない。

b 突合した資料に関しても不開示となっている（文書1の11頁下から1行目）が、いずれの不開示理由にも該当するものではない。

c プール金の管理口座についても、名目や金融機関名、期間が不開示となっているが、いずれも特定の個人を特定するものとは考え難く、不開示の理由がない。

名義者についても、特定個人A及び特定個人Bであれば法5条1号イの除外事由に該当することから、不開示に理由はない。

d プール金の使途について、調査対象が不開示となっているが、個人名は別にして、判明事実に関する事項は特定の個人の識別とは無関係であり、不開示理由に該当しない。

(ウ) 「6. 調査結果」の不開示部分について

文書1の11～12頁（「(2) ③プール金の管理及び使途の調査」）について、別紙2の第1の3については、不開示の理由がない。

a 「(1) 聞き取り調査」（文書1の13頁～15頁）について
(a) 聞き取り内容の不開示について、以下のとおり理由が示されている。

「関係者等からの聴取内容は、当該情報を開示すると、本学の不正経理等の調査時の情報の守秘に対する信頼が崩れ、関係者が率直な意見を述べることを躊躇するなど、今後の不正経理等の調査事務又は事業の適切な遂行に支障が生じるおそれがあることから法5条4号柱書きに該当するため、不開示とする。」

(b) しかしながら、法5条4号柱書きの「適切な遂行に支障が生じるおそれ」とは、当該事務又は事業が、根拠規定や趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益衡量した上で適正な遂行といえるものであることを求める趣旨であり、開示のもたらす支障のみならず、開示のもたらす利益も比較衡量されなければならない。

そして、「支障」の程度は名目的なものではなく実質的なものである必要があり、「おそれ」の程度も法的保護に値する蓋然性が必要である旨、裁判例において基準が示されている（大阪地判平成17年3月17日、大阪地判平成18年8月10日、大阪地判平成26年12月11日）。

(c) そこで、本件について検討する。

i 公益的な必要性があること

特定個人Aからの聞き取り内容は、国立大学における研究費の不正経理という重大な案件についての情報であり、研究倫理についての啓発や研究、国立大学の教員に対する国民の信頼維持等のためにも、これを公にすることには公益的な必要性が認められる。

特に、本件における不正経理の具体的な方法については、不正経理の再発防止や注意喚起のためにも公開する必要性が高い事項である。

ii 具体的な事務等の支障がないこと

一方で、京都大学は特定個人Aからの聞き取り調査を一つの証拠として、同人らに処分をし、不正経理の事実について報道発表を行っている。

公に明らかにされる処分や報道発表を前提になされている特定個人Aからの聞き取りは、守秘を前提になされたものとは言えず、これを開示したからといって、聴取対象者と京都大学との間の信頼関係が崩れるものではなく、今後同様の聞き取り調査に対し、聴取対象者が意見陳述を拒むなどの事態は到底想定できない。

聴取対象者が、情報開示による公開をおそれて意見を述べないという事態は考えられない。情報開示による公開をおそれて意見を述べないというのであれば、それ以上に重大な不利益である懲戒処分や報道発表が想定される場合、そのような者はそもそも意見を述べないはずである。

およそ公表が予定され得ないような人事に係る調査・聴取事項であれば格別、本件のような国立大学の社会的意義にも関わるような不正調査に係る調査・聴取事項について、守秘を前提に調査がなされているものとは言えない。

京都大学が示す不開示理由中の支障事由は、茫漠とした不安感としての事務等の支障と言うべきであり、具体的かつ蓋然性のある事務等の支障とは言い難い。

iii 小括

したがって、法5条4号柱書きには該当せず、不開示の理由はない。

(d) 以上のとおり、聞き取り調査の発言内容については、不開示の理由がないことから、別紙2の第1の3(1)のとおり、当該不開示部分全てについて開示を求める。

b 「(2) 書面調査」について

(a) 補助金名の不開示について理由がないことは、上記(ア) c

のとおりである。

- (b) その他の項目について、前後の記載を見る限りで、いずれの不開示部分も特定の個人を識別することにつながるような事項とは考え難い。不開示の個人名は別としても、理由のない包括的な不開示であると言わざるをえない。
 - (c) 16頁「②プール金の管理及び使途」について、聞き取り調査の結果判明した事実について不開示にしているが、上記aで示したとおり、法5条4号柱書きに該当するものではないので、不開示に理由はない。
 - (d) したがって、書面調査の不開示部分について、不開示の理由がないことから、別紙2の第1の3(2)のとおり、当該不開示部分全てについて開示を求める。
- c 「(3) 聞き取り調査及び書面調査からの確認事項」について
- (a) 「②不正に関与した研究者等(元教職員を含む。)」(文書1の16~17頁)について
 - i 特定個人A及び特定個人Bの研究者番号が不開示となっているが、氏名が公開されている以上は、当人らの研究者番号を公開してももはや特定個人の識別に資するものではない。不開示には理由がない。
 - ii また、その他の者の職名に関しては、本件に関する記者会見資料においてはいずれも公開されていることから考えて、「慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものである。法5条1号イの除外事由に該当することから、不開示には理由がない。
 - iii その他の不開示部分については、いずれの行為も、不正経理とはいえ、京都大学の研究者ないし職員の職務であるところの「研究費の管理運営」として外形上は観念できるのであるから、職務遂行の内容に係るものであるので、法5条1号ハの除外事由に該当することから、いずれの不開示部分についても不開示の理由はない。
 - (b) 「③不正に関与した研究者等の役割(非違行為)」について
 - i 期間について平成22年4月以外は一切が不開示となっているが、同部分については特定個人の識別に係るものでもなく、不開示の理由がない。
 - ii 非違行為について不開示となっている部分についても、同部分が特定個人の識別に係るものとは考え難く、仮に同部分が他の情報を照らして特定個人の識別につながる情報であるとしても、同部分に記載されている行為は、外形上、研究者

ないし職員の研究費の管理運営という職務としてなされているものであり、法5条1号ハの除外事由に該当することから、不開示の理由がない。

(c) 「④不正が行われた研究課題等」について

上記(ア) cの記載とおり、研究課題に対する研究費は本来公開が予定されている事項であり、法5条1号イの除外事由に該当し、同条2号には該当しない。

また、運営費・研究費の交付を受けることは、研究者の職務行為に他ならず、法5条1号ハの除外事由に該当する。

いずれにせよ、同部分の不開示については理由がない。

(d) 「⑤不正に支出された競争的資金等の額」について

突合した書面について不開示となっているが、いずれの不開示理由にも該当するものではない。

また、上記(ア) cの記載とおり、研究課題に対する研究費は本来公開が予定されている事項であり、補助金名の不開示については法5条1号イの除外事由に該当する。

(e) 「⑥不正等に支出された競争的資金等の額及びその用途」について

用途について内訳等が一切不開示となっているが、不正支出した資金の用途の一切が特定個人の識別につながる事項とは到底想定できない。不開示には理由がない。

(f) 「⑦私的流用等の有無」について

上記(オ)と同様、私的流用等の一切が特定個人の識別につながる事項とは到底想定できない。不開示には理由がない。

(g) 小括

したがって、確認事項の不開示部分について、不開示の理由がないことから、別紙2の第1の3(3)のとおり、当該不開示部分全てについて開示を求める。

d 「(6) 調査結果を踏まえた部局調査委員会の結論」について

(a) 文書1の26頁下から8～7行目の不開示部分は、確認した資料につき不開示としているものと考えられるが、いずれの不開示理由にも該当するものではない。

(b) 文書1の26頁下から4行目以下の判断された事実について、補助金名については上記(ア) c、聞き取り調査の結果については上記 a、プール金の管理行為については上記(イ) aで論じたとおり、不開示理由に該当しない。

(c) したがって、結論の不開示部分について、不開示の理由がないことから、別紙2の第1の3(4)のとおり、当該不開示部

分について開示を求める。

(エ) 別添資料について

文書1については、別添資料が14点付されているが、今回の開示において部局調査委員会議事概要(文書2)を除いたほとんどの資料が開示されておらず、不開示理由も示されていない。

別添資料は、文書1と一体をなすものであり、本件の開示請求の内容に当然に含まれているものであることは言うまでもない。

したがって、以下の別添資料13点について、すみやかに開示されたい(資料の番号は文書1の目次に従った。)

- 資料1 告発状及び関係資料
- 資料2 監査室長による通知
- 資料3 不正経理事案に係る聞き取りメモ
- 資料5 調査対象経費一覧
- 資料6 財源別名寄せ件数
- 資料7 書面調査区分一覧
- 資料8 書面調査票(様式1～様式5)
- 資料9 聞き取り調査(内容)の一覧
- 資料10 書面調査票集計結果
- 資料11 書面調査票(追加調査集計結果)
- 資料12 銀行口座関係(通帳の写し・口座履歴証明書)
- 資料13 プール金の使途一覧
- 資料14 不適切経理に係る信憑書類等

ウ 文書2について、不開示の理由がないこと

(ア) 審議内容等の不開示について

文書2の不開示部分のうち、委員会の検討過程における審議内容、委員の発言・見解(以下「審議内容等」という。)について、以下検討する。

- a 審議内容等の不開示について、以下のとおり理由が示されている。

「文書2及び4には委員会の検討過程における審議内容、委員の発言・見解が含まれており、当該情報を開示すると、今後の不正経理等に係る調査において、委員が率直な意見を述べることを躊躇するなど、今後の本学の不正経理等への調査全般に支障が生じるおそれがあることから法5条3号に該当するため、該当箇所については不開示とする。」

- b しかしながら、法5条3号は、内部の審議、検討又は協議に関する情報のうち、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ等がある場合

に、情報の不開示ができる旨の規定であって、調査全般といった業務遂行の支障のおそれが生じる場合について情報を不開示とできる規定ではない。

また、当該不開示部分の理由として法5条3号該当性を検討する場合、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、意思形成過程情報を公開することによって、外部からの圧力や干渉等の影響を受ける結果、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれることを避ける趣旨の規定であり、「不当」とは、意思形成過程情報を公開することの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。

c 文書2では、以下のような審議内容等が不開示となっている。

- (a) 第1回議事第2項(1)の修正の指摘
- (b) 第3回「【議事】」第2項(1)の報告
- (c) 第5回「【議事】」第2項(2)の説明
- (d) 第6回「【議事】」第1項の報告
- (e) 第6回「【議事】」第3項の提案
- (f) 第7回「【議事】」第1項の説明
- (g) 第8回「【議事】」第1項の加筆

d これらの事項について、仮に公開したとしても、適正な意思決定の確保等に看過できないほどの具体的な支障が生じることはない。

e なお、不開示理由には挙げられていないが、当該部分は法5条4号柱書きにも該当しない。

調査委員会の審議過程において、一般的にも調査委員会の委員の発言に守秘義務が課されるものではなく、本件においても各委員の発言が守秘義務に保護される旨の具体的な取り決めは観念できない。

各委員の発言が守秘義務に保護されない以上は、審議過程等を公開したとしても調査等の事務・業務遂行に具体的かつ顕著な支障が生じるものとは言えない。

f したがって、別紙2の第2の1のとおり、不開示部分の開示を求める。

(イ) その他の不開示部分について

a 陪席者について、第3回議事概要では公開されているにも関わらず、その他の回で公開されていないのは不合理である。陪席者名は、法5条1号イの慣行として公にすることが予定されている情報にあたり、除外事由に該当する。

したがって、別紙2の第2の2(1)のとおり、開示を求める。
b 第3回議事概要の議事1については、いずれの不開示部分についても特定個人の識別に係る情報とは考え難く、法5条1号には該当しない。

したがって、別紙2の第2の2(2)のとおり、開示を求める。
c 第4回議事概要の議事1について、当該部分が特定個人の識別に係る情報とは考え難く、法5条1号には該当しない。

また、議事2についても、特定個人の識別に係る情報とは考え難く、法5条1号には該当しない。

したがって、別紙2の第2の2(3)のとおり、開示を求める。
d 第5回議事概要の報告事項について、不開示理由として、「文書2のうち、第5回議事概要中の報告事項『京都大学不適切経理に係る調査』については、本件に関しての学内での連絡体制に関する情報であり、これを開示すると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法5条4号柱書きに該当するため、不開示とする。」と述べられている。

しかしながら、法5条4号柱書きは、上記イ(ウ) a (b)で詳述したとおり、公益的な開示の必要性和具体的な蓋然性のある事務遂行上の支障との比較衡量が求められるところ、不正調査のための大学内の連絡体制を公にしたとしても特段の支障が生じるものとは考え難く、法5条4号柱書きには該当しない。

したがって、別紙2の第2の2(4)のとおり、開示を求める。
e 第9回議事概要の不開示部分については、特定個人の識別に係る情報とは考え難く、法5条1号には該当しない。

したがって、別紙2の第2の2(5)のとおり、開示を求める。
エ 文書3について、不開示の理由がないこと

文書3の不開示部分については、文書1の不開示部分に対応して不開示とされていることから、重複する箇所に関する、不開示理由がない旨の詳論については、各々上記イで述べたものを援用する。

(ア) 「(2) 調査内容 1) 調査範囲」(文書3の2頁)について

文書3の2頁の調査範囲について、調査対象者の所属・在籍先と調査対象期間が不開示となっているが、上記イ(ア) a 及び b で述べたとおり、法5条1号及び4号柱書きに該当するものではなく、不開示に理由はない。

したがって、別紙2の第3の1のとおり、開示を求める。

(イ) 「3 調査結果(不正等の内容)」(文書3の4頁以下)について

a 「(2) 不正等に関与した研究者(元教職員を含む。)」につ

いて

特定個人A及び特定個人Bの研究者番号については、上記イ(ウ) c (a) iで述べたとおり、不開示に理由はない。

また、その他の者の職名については、上記イ(ウ) c (a) iiのとおり、本件に関する記者会見資料においていずれも公開されていることから考えて、法5条1号イの除外事由に該当することから、不開示に理由はない。

その他の不開示部分については、上記イ(ウ) c (a) iiiで述べたとおり、法5条1号ハの除外事由に該当することから、不開示に理由はない。

b 「(3) 不正等が行われた研究課題等」について

不正等が行われた研究課題等については、上記イ(ウ) c (c) (同(ア) cと同旨)で述べたとおり、法5条1号イ及びハの除外事由に該当し、同条2号に該当することから、不開示に理由はない。

c 「(4) 不正等の具体的な内容」について

(a) 不正等の具体的な内容について、聞き取り内容及びそこからの認定事実が不開示になっているが、上記イ(ウ) aのとおり、法5条4号柱書き該当性の判断を誤ったものであって、不開示に理由はない。

(b) 不正等に支出された競争的資金等の額及びその用途や私的流用の有無及び内訳については、上記イ(ウ) c (e) 及び(f)のとおり、不開示に理由はない。

d 「(5) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由」について

調査委員会の結論及び判断理由の不開示部分については、上記イ(ウ) dと同様に、補助金名は法5条1号イの除外事由に該当すると同時に同条2号に該当せず(上記イ(ア) c)、聞き取り調査の結果は同条4号柱書きに該当せず(上記イ(ウ) a)、プール金の管理行為は同条1号イ及びハの除外事由に該当すると同時に具体的行為については同条1号には該当しないこと(上記イ(イ) a)から、不開示に理由はない。

e 小括

以上から、別紙2の第3の2のとおり、開示を求める。

(ウ) 「4 不正等の発生要因と再発防止策」(文書3の15頁以下)について

文書3の16頁において、研究室の所属等が不開示になっている(文書3の16頁2行目)が、同部分から特定個人の識別に繋がる

ものとは言えず、法5条1号に該当するものではない。

また、聞き取り調査から判明した事実が不開示になっているものと考えられるが、聞き取り内容が不開示理由にならないことは、上記イ（ウ）aで述べたとおりであり、不開示に理由はない。

したがって、別紙2の第3の3のとおり、開示を求める。

(エ) 「5 添付書類一覧」(文書3の23頁)について

添付書類一覧において、補助金名等が不開示になっているが、上記イ（ア）cで述べたとおり、不開示に理由はない。

したがって、別紙2の第3の4のとおり、開示を求める。

オ 文書4について、不開示の理由がないこと

(ア) はじめに

不開示理由として、文書4について、委員会の検討過程における審議内容等については、法5条3号に該当するものとして示されているが、同不開示理由に判断の誤りがあることは、上記ウ（ア）で述べたとおりである。

その他、文書4の不開示部分の多くについては、理由がないので、以下論ずる。

(イ) 第1回

文書4第1回の「【議事】」第1項の3点目「通知を受けた情報学研究科において」から始まる項目(同2頁目)について、報告事項については上記（ア）のとおり、不開示に理由はない。

また、同3頁以下の不開示部分についても、報告事項や確認といった審議内容等にあたり、上記（ア）のとおり、不開示に理由はない。

その余の部分についても、特定個人の識別に係るものではなく、法5条1号に該当せず、不開示に理由はない。

したがって、別紙2の第4の1のとおり、開示を求める。

(ウ) 第2回

文書4第2回の「【議事】」のうち、委員からの質疑とその確認事項の不開示部分については、上記（ア）のとおり、不開示に理由はない。

また、同部分には、聞き取り調査結果について不開示としている部分もあるが、上記イ（ウ）aで述べたとおり、不開示に理由はない。

したがって、別紙2の第4の2のとおり、開示を求める。

(エ) 第3回

文書4第3回「【議事】」の不開示部分についても、上記（ア）のとおり、不開示に理由はない。

その他、補助金名等については、上記イ（ア）cのとおりで、不開示に理由はない。

したがって、別紙2の第4の3のとおり、開示を求める。

（オ）第4回

文書4第4回「【議事】」の不開示部分についても、審議における説明事項・質問等であって、上記（ア）のとおり、不開示に理由はない。

聞き取り調査の結果について不開示としている部分についても、上記イ（ウ）aで述べたとおり、不開示に理由はない。

したがって、別紙2の第4の4のとおり、開示を求める。

（カ）第6回

文書4第6回「【議事】」の不開示部分についても、委員による提案や質問等の発言であって、上記（ア）のとおり、不開示に理由はない。

したがって、別紙2の第4の5のとおり、開示を求める。

カ 結語

以上、詳論したとおり、別紙2記載の不開示部分については、いずれも不開示の理由が存在しないのであるから、審査請求の趣旨記載のとおり決定を求め、本請求に及んだ次第である。

（2）意見書（添付資料は省略）

ア はじめに

本件諮問事件について、審査請求人が開示を求める理由は、上記（1）に示したとおりである。

諮問庁は下記第3において、審査請求人の主張は事実誤認である旨主張しているが、審査請求人は本件開示文書の開示部分を元に合理的な想定及び評価をした上で、不開示の理由がない旨主張しているのであって、諮問庁の反論は当を得ていない。

以下、重要部分について、審査請求人の主張を補足する。

イ 文書1の不開示部分

（ア）本件対象文書の背景事情等

本件は、諮問庁の大学院情報学研究科の特定個人Aらが研究費を不正使用した件について諮問庁が調査した結果に関する文書について、審査請求人が開示を求めたものである。

文書1は、平成26年4月以降、諮問庁の情報学研究科不適切経理調査委員会が調査した結果についてまとめられた文書であり、同委員会が調査した結果認定した事実について文書1の3頁以下「6. 調査結果」において記載されている。

（イ）不開示理由について

諮問庁は、文書1の13頁以下「6. 調査結果」の不開示部分について、不開示の理由につき、各不開示部分の明確な特定や関連付けはなされていないが、要旨、個人識別情報については法5条1号に該当すること、調査対象等になった経費の内容については、個人識別情報かつ法人情報であるとして同条1号及び2号に該当することとしているのに加え、「関係者等からの聴取内容は、当該情報を開示すると、本学の不正経理等の調査時の情報の守秘に対する信頼が崩れ、関係者が率直な意見を述べることを躊躇するなど、今後の不正経理等の調査事務又は事業の適切な遂行に支障が生じるおそれがあることから法5条4号柱書きに該当するため、不開示とする。」としている（平成29年5月9日付け法人文書開示決定通知書別紙「2. 不開示とした部分とその理由」第6段落）。

これらの理由が、審査請求人の開示請求部分につき、いずれも不開示理由にならないことは、上記（1）イで主張したとおりである。

（ウ）調査結果の不開示部分について

文書1の13頁以下「6. 調査結果」の不開示部分のうち、法5条4号柱書きに該当するとして不開示とされた部分につき、主張を補足する。

a 一般論

一般論として、法5条4号柱書きの「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」について、「適正」の要件判断においては公益上の開示の必要性を考慮すべきであり、「支障」については名目的なものでは足りず実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も法的保護に値する程度の蓋然性が要求される点については、上記（1）イ（ウ）a（b）において述べたとおりである。

b 公益上の開示の必要性

（a）本件は、大学における競争的資金等の研究費の不正使用という、社会的に見ても重大な案件に関する情報であり、その全貌について情報を公開することは研究倫理の啓発や不正の再発防止、大学に対する国民の信頼維持等に資する。

（b）特に、不正使用を行った研究者に対しては応募資格の制限がなされる旨、「競争的資金の適正な執行に関する指針（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申合せ）」（以下「ガイドライン」という。添付資料2。）等において定められており、各競争的資金の公募要領上も明記されている。ガイドラインは平成24年10月17日に改正され、特に悪質な不正使用の事案に対しては厳しく対処するとともに、不正使

用の内容に応じて応募資格を制限することができるように改正がなされた。このように、近年、研究費不正については社会的に厳格に取り扱われているのであって、大学内部の問題に留まるものではない。

諮問庁においても、平成28年10月付けで「研究費使用ハンドブック 大切な研究費を、適正に使用するために」といった文書（以下「ハンドブック」という。添付資料3。）を発している。同文書においては、「不正使用に対する処分等」として、「不正使用があった事案は、調査委員会の調査結果として、研究者の所属・職・氏名等を含めて原則公表されます。」とも記載がある（同文書20頁）。

(c) 研究費の不正使用について、不正を主導した教授の行為の概要のみを開示するだけでは、その実態を把握できるものではないことは言うまでもなく、上司から指示を受けた関係者の関与についても公開して然るべきである。

(d) 一方で、研究費の不正使用は研究室の関係者が密に行われる性質のものであり、その実態は関係者から聞き取る他に把握する手段が存在しない。もちろん、金銭の移動等は通帳等を確認すれば把握できるが、金銭の名目や出处については管理する研究室の関係者しか知り得ないのであるから、聞き取り内容は特に重要な証拠であり、調査委員会の事実認定における唯一の根拠とも言うべきである。

(e) したがって、本件対象文書において、「関係者等からの聴取内容」として不開示にされた部分は、公益上の開示の必要性が高い。

c 事務等の遂行に実質的な支障が及ぶおそれがないこと

(a) 諮問庁は、「本学の不正経理等の調査時の情報の守秘に対する信頼が崩れ、関係者が率直な意見を述べることを躊躇するなど、今後の不正経理等の調査事務又は事業の適切な遂行に支障が生じるおそれがある」と主張している。

しかしながら、この主張は失当であり、同不開示部分は法5条4号柱書きに該当するものではない

(b) まず、前記ハンドブック（添付資料3）等から明らかなように、研究費の不正使用については、一般的に、大学の調査委員会の調査結果を原則公開することとされている。

研究費をどのように不正使用したかに関する関係者の報告・聞き取りが、その内容が秘匿されること・公開されないことを前提になされていることはあり得ないものと考えられる。

したがって、本件において、関係者からの聞き取り内容について開示したとしても、「不正経理等の調査時の情報の守秘に対する信頼」は失われないから、諮問庁の主張は失当である。

(c) もちろん、一般論として、調査委員会の聞き取りにおいて、研究費の不正使用とは直接関係しない、研究内容等の秘匿すべき情報が報告される場合も想定できる。

諮問庁が主張する「国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程」14条は、そのような秘匿すべき情報を「秘密」として守秘義務を規定しているものであり、調査業務に関係する者には当然課される義務であるものと考えられる。

しかしながら、不正行為それ自体は、保護すべき法的利益はないのであるから、同規定の「秘密」には該当しないものと考えられるべきである。

理由説明書（下記第3）において同規定を摘示した諮問庁の本意は明らかではないが、仮に同規定をもって聞き取り内容全てについて守秘義務があることを前提に調査がなされているという旨主張しているのであれば、「秘密と規定するものが秘密」と言わんばかりのトートロジーであり、失当であると言わざるを得ない。

さらに付言すれば、同規定はあくまで教職員の守秘義務を規定するのであって、機関である諮問庁自体が機関として調査結果を秘匿すべきであることを規定したものではない。

同規定があるからといって、諮問庁は調査における聞き取り内容を秘匿すべきということにはならないものと思料する。

(d) 加えて、本件における聞き取り内容は「意見」ではなく、事実の「報告」であり、関係者の自由かつ率直な意見交換が求められる場ではない。

会議などとは異なり、情報開示によって発言が萎縮されることは抽象的にも観念できるものではない。

「関係者が率直な意見を述べることを躊躇する」という諮問庁の主張も失当である。

(e) その他、聞き取り内容の開示が、不正調査業務の遂行に実質的な支障を及ぼすおそれは観念できない。

d 小括

以上より、関係者等からの聞き取り内容については、法5条4号柱書きには該当せず、非開示に理由はないものと思料する。

なお、文書1「6. 調査結果」中の「(3) 聞き取り調査及び

書面調査からの確認事項 ③不正に関与した研究者等の役割（非違行為）」の行為内容部分（17～18頁），「（6）調査結果を踏まえた部局調査委員会の結論」（26～29頁）のうち，聞き取り調査により判明した事実で不開示になっている部分についても，同様に非開示に理由はない。これらの部分は関係者等からの聞き取り内容というよりも，調査委員会の認定した事実であり，そもそも非開示に理由がないものとも考えられる。

加えて，文書3の該当部分についても，同様である。

（エ）関連事項

a 本件対象文書に係る調査委員会の調査結果は，諮問庁が記者会見で報道発表している。記者会見した事実及びその資料（以下「記者会見資料」という。添付資料1。）については，平成27年1月27日付けプレスリリースで，諮問庁のウェブサイト上で公開された。

なお，現在は当該ページは削除されているが，少なくとも平成29年1月頃には，諮問庁ウェブサイト上で公開されていた。

b 記者会見資料には，本件対象文書において非開示とされた事項についても公開されている。

具体的には，調査対象期間（文書1の5頁他），プール金の受領と管理運用に関係した者の職名（文書1の16頁，17頁他）である。

c 記者会見資料において公開した事項についてまで非開示とした本件の諮問庁の処分は不当であり，研究費不正使用の実態を恣意的に開示しない意図をも汲み取れるところである。

ウ その他

（ア）諮問庁は，文書1の別添資料について，同文書と一体をなすものではないため，本件開示の対象に含まれていない旨主張している。

（イ）しかしながら，文書1の記載では，目次において「9. 別添資料」として，他の項に続いて通し番号が振られているのみならず，文書全体を通して参照が示されている。特に，文書1の15頁においては，「なお，（黒塗り）聞き取り内容の詳細については，別添資料9のとおりである。」と記載されており，内容の詳細は文書1中には現れないのである。

（ウ）にも関わらず，これを文書1と一体をなすものではないとする諮問庁の主張は，失当であると言わざるを得ない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求人が開示請求書で開示を請求した法人文書の名称

- ア 京都大学大学院情報学研究科における不適切経理事案の調査報告について（報告）
 - イ 情報学研究科不適切経理調査委員会（議事概要） 第1回～第9回
 - ウ 京都大学における競争的資金等の不正な経理に関する調査結果について
 - エ 京都大学の公的研究費等に係る会計処理に関する調査委員会議事録
26年度第1回～26年度第4回及び26年度第6回
※26年度第5回はメール審議のため議事録は存在しない
- 2 審査請求に係る原処分
法人文書一部開示決定
- 3 原処分を行った理由
詳細は以下のとおりである。
- (1) 審査請求の趣旨
平成29年5月9日付け法人文書の開示決定につき、不開示部分の開示を求める。
- (2) 審査請求の理由
添付の審査請求書（略）のとおりである。
- (3) 原処分を行った理由
審査請求人が開示請求書で開示を請求した法人文書の一部開示決定について、審査請求書に記載の不開示部分については、いずれも不開示の理由が存在しないのであるから、審査請求の趣旨記載のとおり決定を求めるとして、審査請求があったものである。
- しかしながら、審査請求人が審査請求書において主張する審査請求の理由の詳細は、本件開示文書のうち当該不開示部分に記載されている情報の内容についての想定を誤ったものであるか、又は、記載されている情報についての評価を誤るものであり、いずれも開示の理由として失当であると考えらる。
- 審査請求人が開示を求める部分についての不開示の理由は、原処分にて不開示とした部分にかかる理由として記載した理由のとおりである（平成29年5月9日付け法人文書開示決定通知書の【別紙】（別紙3）のとおり）。
- なお、審査請求人が審査請求の理由の一として掲げる、上記第2の2（1）イ（ウ）a，同ウ（ア），及びそれらの引用箇所に関連するものとして、「国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程」14条は、「相談窓口及び通報窓口の教職員，競争的資金等の不正使用に係る調査に関係した者その他教職員等は，業務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。」旨，定めるものである。
- また、第2の2（1）イ（エ）について、そこに掲げられる別添資料

は、上記1アの文書の参考資料ではあるが、同文書と一体をなすものではないため、平成29年2月6日付け請求にかかる文書開示の対象には含まれていない。

よって、諮問庁は、平成29年5月9日付けの法人文書の不開示決定処分に付記した理由に誤りはなく、原処分維持が適当と考えるため、諮問を行うものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年1月12日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同月15日 審議
- ⑤ 同年7月30日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年9月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙1の2に掲げる文書1ないし文書4（本件対象文書）を特定した上で、その一部を法5条1号、2号、3号及び4号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、別紙2に掲げる部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、審査請求人が開示を求める部分のうち別紙2の第1の4記載の別添資料は文書1と一体を成すものではないから、本件開示請求の対象として特定すべき文書には含まれず、その外の部分（別紙2に掲げる部分から上記別添資料を除いた部分。以下「本件不開示部分」という。）は不開示を維持すべきであるとしている。

そこで、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書の特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

本件請求文書は、別紙1の1に掲げる文書であるところ、そのうち①の部局調査委員会の調査報告書に該当する文書として文書1、同調査委員会の全議事録に該当する文書として文書2をそれぞれ特定した。文書1は、調査報告書の本文であり、文書2は、同報告書の別添資料である資料4と同一の文書である。資料4以外の別添資料（別紙4の2に掲げる文書）についても京都大学において保有しているが、調査報告書の参考資料であって同報告書と一体を成すものではないから、本件請求文書

には含まれないと考え、開示請求の対象として特定しなかった。

(2) 以下、検討する。

文書1を見分すると、目次に別添資料として資料1ないし資料14の名称が記載されている上、文中に別添資料の参照を促す記述があることが認められる。そこで、諮問庁から別添資料の提示を受けて当審査会において確認したところ、いずれも京都大学大学院情報学研究科における不適切経理事案（以下「本件不正事案」という。）の調査をする過程で作成又は取得した資料であり、文書1を作成するための基となった原資料であって、文書1の記載内容の詳細が記載されているものと認められる。

そうすると、別添資料は、調査報告書の本文である文書1と一体を成すものであり、本件請求文書に含まれるものといわざるを得ない。

(3) したがって、既に文書2として特定した資料4以外の別添資料（別紙4の2に掲げる文書）については、本件開示請求の対象として特定すべき文書であるから、これらを対象として改めて開示決定等をすべきである。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 文書1及び文書3について

ア 文書1は、京都大学大学院情報学研究科不適切経理調査委員会（以下「部局調査委員会」という。）が作成した本件不正事案の調査報告書、文書3は、京都大学の公的研究費等に係る会計処理に関する調査委員会（以下「本部調査委員会」という。）が作成した本件不正事案の調査報告書であり、審査請求人が開示を求める本件不開示部分は、別紙2記載のとおり、文書1については、「4. 調査範囲・方法」、「5. 調査状況」及び「6. 調査結果」、文書3については、「2(2)1) 調査範囲」、「3 調査結果（不正等の内容）」、「4(2) 発生要因」及び「5 添付書類一覧」の各一部である。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、文書1及び文書3の本件不開示部分を不開示とすべき理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

文書1及び文書3は、本件不正事案の調査報告書であって、調査対象者となった教職員が関与した不正行為の調査内容が各教職員の氏名とともに記載されているから、各教職員に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。京都大学は、本件不正事案の調査結果を記者会見で公表しており、文書1及び文書3のうち記者会見で公表済みの情報は開示しているが、本件不開示部分は公表しておらず、法5条1号の不開示情報に該当

する。

また、文書 1 及び文書 3 の本件不開示部分には、部局調査委員会又は本部調査委員会が調査した範囲、調査期間、調査の方法、通報の内容、関係者から聞き取った内容、調査した書面の内容、調査結果に基づき部局調査委員会又は本部調査委員会が認定した事実等が具体的かつ詳細に記載されている。これらの情報を公にすると、関係者が率直な意見を述べることをちゅうちょし、また、通報者を含む関係者から調査への協力を得られなくなるなどして、今後の同種事案の調査が困難となり、京都大学における不正経理等の調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法 5 条 4 号柱書きに該当する。

さらに、文書 1 及び文書 3 の本件不開示部分のうち調査対象となった経費等に関する情報は、これを開示すると共同研究等を行った民間企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号に該当する。

ウ 以下、検討する。

(ア) 諮問庁は、上記イのとおり、文書 1 及び文書 3 の本件不開示部分は公表していない旨説明するが、審査請求人は、意見書（上記第 2 の 2（2）イ（エ））において、本件不開示部分のうち「調査対象期間」及び「プール金の受領と管理運用に関係した者の職名」が京都大学の記者会見資料に記載されている旨主張している。

そこで、この点について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人が主張するとおり、調査対象期間及びプール金の受領と管理運用に関係した者の職名（別紙 4 の 1（1）ア、イ及びエないしカ並びに（3）ア、ウ及びエ）については、記者会見資料に記載されていることが認められる。

そうすると、これらの情報は、公表済みであるから、法 5 条 1 号ただし書イに該当し、同号の不開示情報には該当しない。また、既に公表済みの情報を公にすることにより、京都大学における調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすとは認め難く、同条 4 号柱書きにも該当しない。

したがって、別紙 4 の 1（1）ア、イ及びエないしカ並びに（3）ア、ウ及びエに掲げる部分は、法 5 条 1 号及び 4 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 審査請求人は、文書 1 及び文書 3 の本件不開示部分のうち特定個人 A 及び特定個人 B の研究者番号（別紙 4 の 1（1）ウ及び（3）イ）について、氏名が開示されている以上、不開示とする理由はない旨主張している。

そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、改めて確認させたところ、研究者番号は、文部科学省が管理する府省共通研究開発管理システムにおいて、登録された研究者情報を一意的に管理するために研究者に付与される固有の番号であり、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所が管理する科学研究費助成事業データベースにおいて研究者を検索すると、研究者名や所属等と併せて研究者番号が表示されるとのことである。

そして、科学研究費助成データベースは、上記研究所のウェブサイトから誰でもアクセスすることが可能であることからすると、特定個人A及び特定個人Bの研究者番号は、氏名が開示されている以上、公にされている情報と認められ、法5条1号ただし書イに該当し、同号の不開示情報には該当しない。また、これらの情報を公にすることにより、京都大学における調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすとは認め難く、同条4号柱書きにも該当しない。

したがって、別紙4の1(1)ウ及び(3)イに掲げる部分は、法5条1号及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

- (ウ) 文書1及び文書3の本件不開示部分のうち、上記(ア)及び(イ)に記載した部分を除く部分には、部局調査委員会又は本部調査委員会が本件不正事案について調査した範囲、方法、通報の内容、関係者から聞き取った内容、調査した書面の内容、調査結果に基づき部局調査委員会又は本部調査委員会が認定した事実等が具体的かつ詳細に記載されていることが認められ、これらを開示すると、今後の同種事案の調査が困難となり、京都大学における不正経理等の調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、文書1及び文書3の本件不開示部分のうち別紙4の1(1)及び(3)に掲げる部分を除く部分は、法5条4号柱書きに該当するので、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 文書2及び文書4について

- ア 文書2は、部局調査委員会の第1回ないし第9回の議事概要、文書4は、本部調査委員会の第1回ないし第4回及び第6回の議事録であり、審査請求人が開示を求める本件不開示部分は、別紙2記載のとおり、文書2については陪席者欄の記載と議事内容の一部、文書4については議事内容の一部である。

- イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、文書2及び文書4の本件不開示部分を不開示とすべき理由について改めて確認させたところ、

諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 文書 2 の陪席者欄には、部局調査委員会に陪席した京都大学職員の氏と所属部課及び職名が記載されており、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。部局調査委員会の委員の氏名は京都大学の記者会見資料で公表しているが、陪席者については公表していない。審査請求人は、第 3 回議事概要の陪席者欄が開示されているのに、他の回の陪席者欄を開示とすることは不合理である旨主張するが、開示実施の際に誤って第 3 回の陪席者欄を開示してしまったものであり、これにより他の回の陪席者欄を開示する理由とはならない。

(イ) 文書 2 及び文書 4 の議事内容については、部局調査委員会又は本部調査委員会の検討過程における審議内容であって、委員の発言、見解が含まれている部分であるから、これを開示すると、今後の不正経理等に係る調査において委員が率直な意見を述べることをちゅうちょするなど、今後の京都大学における不正経理等の調査全般に支障を及ぼすおそれがある。なお、この点について開示決定通知書及び理由説明書において、法 5 条 3 号に該当すると説明したが、「今後の調査全般に支障を及ぼすおそれがある」というのは、同条 4 号柱書きにも該当するとの趣旨である。

また、文書 2 のうち第 5 回議事概要の報告事項については、本件不正事案に関する京都大学内の連絡体制、広報対応に関する情報であり、これを開示すると、京都大学における広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法 5 条 4 号柱書きに該当する。

ウ 以下、検討する。

(ア) 文書 2 のうち第 1 回、第 2 回、第 5 回ないし第 8 回議事概要の各陪席者欄には、部局調査委員会に陪席した京都大学の職員の氏と所属部課及び職名が記載されているところ、これらは法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そこで、法 5 条 1 号ただし書該当性について検討すると、第 3 回議事概要の陪席者欄が開示されているものの、諮問庁が開示実施の誤りである旨説明することからすると、それにより公表慣行があるとは認め難い。

他方で、京都大学の職員は、その職務遂行として部局調査委員会に陪席していたと認められるので、陪席者欄の記載のうち所属部課及び職名に係る部分は、法 5 条 1 号ただし書ハに該当する。

また、京都大学に所属する職員の氏名の公表慣行について、当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて確認させたところ、独立行政

法人国立印刷局作成の職員録に課長補佐相当職以上の職員の氏名を掲載して公表しているとのことであるから、陪席者欄のうち課長補佐相当職以上の職員の氏は、法5条1号ただし書イに該当する。

これに対し、課長補佐相当職より下位の職員の氏については、法5条1号ただし書イないしハのいずれにも該当せず、個人識別部分であることから法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、文書2の陪席者欄の記載のうち、別紙4の1(2)に掲げる部分を除く部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当であるが、別紙4の1(2)に掲げる部分は、同条1号に該当せず、開示すべきである。

(イ) 文書2及び文書4の議事内容についてみると、まず、第5回議事概要の報告事項には、本件不正事案に関する京都大学内の広報対応に関する情報が具体的に記載されており、これを開示すると、京都大学における広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記諮問庁の説明は否定し難い。

また、その外の議事内容をみると、部局調査委員会又は本部調査委員会の委員の発言、見解を含む審議内容が記載されていることが認められるので、これを開示すると、委員が率直な意見を述べることをちゅうちょするなど、今後の京都大学における不正経理等の調査全般に支障を及ぼすおそれがある旨の上記諮問庁の説明も否定し難い。

したがって、文書2及び文書4の議事内容については、いずれも法5条4号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、公益上の理由による裁量的開示をすべきと主張するが、上記3において不開示とすべきと判断した各不開示部分を公にすることに公益上特に必要があるとは認め難く、法7条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

また、審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号、3号及び4号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙4の1に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び4号柱書きに該当すると認められるので、同条2号及び3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙4の1に掲げる部分は、同条1号及

び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであり、京都大学において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙4の2に掲げる文書を保有していると認められるので、これを対象として改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙 1

1 本件請求文書

平成26年3月31日付通報に基づく、情報学研究科の元教授らの研究費の不正経理の調査に関する文書のうち、

- ①情報学研究科の部局調査委員会（情報学研究科不適切経理調査委員会）の調査報告書並びに全議事録、及び
- ②京都大学の本部調査委員会（京都大学の公的研究費等に係る会計処理に関する調査委員会）の調査報告書並びに全議事録

2 本件対象文書

文書1 京都大学大学院情報学研究科における不適切経理事案の調査報告について（報告）

文書2 情報学研究科不適切経理調査委員会（議事概要）第1回～第9回

文書3 京都大学における競争的資金等の不正な経理に関する調査結果について

文書4 京都大学の公的研究費等に係る会計処理に関する調査委員会議事録26年度第1回～26年度第4回及び26年度第6回

別紙2 審査請求人が開示すべきとする部分

第1 文書1

- 1 「4. 調査範囲・方法」について
 - (1) 4頁の不開示部分全て
 - (2) 5頁の不開示部分全て
 - (3) 6頁の不開示部分のうち、「経費（財源）名」の不開示部分6箇所
 - (4) 7頁の不開示部分全て
- 2 「5. 調査状況」について
 - 11～12頁「③ プール金の管理及び使途の調査」の不開示部分全て
- 3 「6. 調査結果」について
 - (1) 「(1) 聞き取り調査」（13頁から15頁）の不開示部分全て
 - (2) 「(2) 書面調査」（15頁から16頁）の不開示部分全て
 - (3) 「(3) 聞き取り調査及び書面調査からの確認事項」の不開示部分全て
 - (4) 「(6) 調査結果を踏まえた部局調査委員会の結論」のうち、26頁12～13行目の不開示部分以外の不開示部分
- 4 別添資料
 - (1) 資料1 告発状及び関係資料
 - (2) 資料2 監査室長による通知
 - (3) 資料3 不正経理事案に係る聞き取りメモ
 - (4) 資料5 調査対象経費一覧
 - (5) 資料6 財源別名寄せ件数
 - (6) 資料7 書面調査区分一覧
 - (7) 資料8 書面調査票（様式1～様式5）
 - (8) 資料9 聞き取り調査（内容）の一覧
 - (9) 資料10 書面調査票集計結果
 - (10) 資料11 書面調査票（追加調査集計結果）
 - (11) 資料12 銀行口座関係（通帳の写し・口座履歴証明書）
 - (12) 資料13 プール金の使途一覧
 - (13) 資料14 不適切経理に係る信憑書類等

第2 文書2

- 1 審議内容等の不開示部分
 - (1) 第1回議事第2項(1)の修正の指摘
 - (2) 第3回「【議事】」第2項(1)の報告
 - (3) 第5回「【議事】」第2項(2)の説明
 - (4) 第6回「【議事】」第1項の報告
 - (5) 第6回「【議事】」第3項の提案

(6) 第7回「【議事】」第1項の説明

(7) 第8回「【議事】」第1項の加筆

2

(1) 第1回, 第2回, 第5回, 第6回, 第7回, 第8回の陪席者名

(2) 第3回「【議事】」第1項の不開示部分

(3) 第4回の不開示部分全て

(4) 第5回「【報告】」不開示部分

(5) 第9回不開示部分

第3 文書3

1 2頁「(2) 調査内容 1) 調査範囲」の不開示部分全て

2 4頁以下「3 調査結果(不正等の内容)」の不開示部分全て

3 16頁「4 不正等の発生要因と再発防止策 (2) 発生要因」の不
開示部分全て

4 23頁「5 添付書類一覧」の不開示部分全て

第4 文書4

1 第1回 2頁から4頁の下から2行目までの不開示部分全て

2 第2回 2頁から3頁までの不開示部分全て

3 第3回 2頁以下の不開示部分全て

4 第4回 2頁から4頁の下から5行目までの不開示部分全て

5 第6回 2頁の不開示部分全て

別紙 3 不開示とした部分とその理由

- ・ 特定個人を識別できる情報，並びに特定個人の識別することはできないものの公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがある情報のうち，慣行として公にされていない，又は公にすることが予定されていない情報は法5条1号に該当するため，不開示とする。
- ・ 関係者に関する情報で，他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報は，法5条1号に該当するため不開示とする。
- ・ 通報の内容及び通報者からの提供資料等に関する情報は，これを開示すると，他の情報と照合することにより通報者の特定につながるおそれがあり，法5条1号に該当するため不開示とする。
- ・ 調査対象等となった経費の内容については，特定の個人を識別できる情報であり，また，公にすることにより，当該法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり，法5条1号及び2号に該当するため不開示とする。
- ・ 文書2及び文書4には委員会の検討過程における審議内容，委員の発言・見解が含まれており，当該情報を開示すると，今後の不正経理等に係る調査において，委員が率直な意見を述べることを躊躇するなど，今後の本学の不正経理等への調査全般に支障が生じるおそれがあることから法5条3号に該当するため，該当箇所については不開示とする。
- ・ 関係者等からの聴取内容は，当該情報を開示すると，本学の不正経理等の調査時の情報の守秘に対する信頼が崩れ，関係者が率直な意見を述べることを躊躇するなど，今後の不正経理等の調査事務又は事業の適切な遂行に支障が生じるおそれがあることから法5条4号柱書きに該当するため，不開示とする。
- ・ 文書2のうち，第5回議事概要中の報告事項「京都大学不適切経理に係る調査」については，本件に関しての学内での連絡体制に関する情報であり，これを開示すると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法5条4号柱書きに該当するため，不開示とする。
- ・ 文書4のうち，26年度第1回の報告事項及び26年度第2回の報告事項，26年度第4回の「2. その他」については，別の案件についての報告等を行っているものであり，本件請求に該当しない箇所であるため，不開示とした。

別紙 4

1 開示すべき部分

(1) 文書 1

ア 5頁の不開示部分全て

イ 14頁13行目4文字目及び5文字目並びに25行目4文字目ないし9文字目並びに15頁2行目2文字目ないし7文字目

ウ 16頁の「・プール金づくりを主導した者」の表中の「研究者番号」欄及び「・プール金の使用を継続し、管理運用に関係した者」の表中の「研究者番号」欄の不開示部分全て

エ 16頁の「・プール金の受領と管理運用に関係した者」の表中の「職名」欄の不開示部分全て及び17頁目の「・プール金の管理運用に関係した者」の表中の「職名」欄の不開示部分全て

オ 26頁20行目及び21行目の不開示部分全て

カ 28頁22行目4文字目及び5文字目並びに29頁6行目の不開示部分全て

(2) 文書 2

第1回、第2回及び第5回ないし第8回の議事概要における陪席者欄の所属部課及び職名並びに課長補佐相当職以上の職員の氏

(3) 文書 3

ア 2頁19行目及び20行目の不開示部分全て

イ 4頁の「・プール金づくりを主導した者」の表中の「研究者番号」欄及び「・プール金の使用を継続し、管理運用に関係した者」の表中の「研究者番号」欄の不開示部分全て

ウ 5頁の「・プール金の受領と管理運用に関係した者」の表中の「職名」欄の不開示部分全て及び「・プール金の管理運用に関係した者」の表中の「職名」欄中の職名

エ 12頁1行目4文字目及び5文字目並びに14行目の不開示部分全て

2 改めて開示決定等をすべき文書

(1) 資料 1 : 告発状及び関係資料

(2) 資料 2 : 監査室長による通知

(3) 資料 3 : 不正経理事案に係る聞き取りメモ

(4) 資料 5 : 調査対象経費一覧

(5) 資料 6 : 財源別名寄せ件数

(6) 資料 7 : 書面調査区分一覧

(7) 資料 8 : 書面調査票 (様式 1 ~ 様式 5)

(8) 資料 9 : 聞き取り調査 (内容) の一覧

- (9) 資料10：書面調査票集計結果
- (10) 資料11：書面調査票（追加調査）集計結果
- (11) 資料12：銀行口座関係（通帳の写し・口座履歴証明書）
- (12) 資料13：プール金の使途一覧
- (13) 資料14：不適切経理に係る信憑書類等